

第 1 号議案

令和 8 年度茨城県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について

県の教育委員会が令和 9 年度に県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択を行うに当たり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 13 条第 2 項の規定により、下記 1 の事項について意見を求める。

また、市町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う令和 9 年度に使用する教科用図書の採択に関する事務について指導、助言又は援助を行うに当たり、同法第 11 条第 1 項の規定により意見を求める。

記

- 1 県立特別支援学校の小・中学部、県立中学校及び県立中等教育学校（前期課程）において、令和 9 年度に使用する教科用図書の採択に関する事務の次の事項については、どのようにしたらよいか。
 - (1) 採択のための一般的指針
 - (2) 採択に関する資料
- 2 市町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長が行う、令和 9 年度に使用する教科用図書の採択に関する事務の次の事項については、どのような指導、助言又は援助をしたらよいか。
 - (1) 採択のための一般的指針
 - (2) 採択に関する資料
 - (3) 市町村の教育委員会が協議して採択する場合の方法

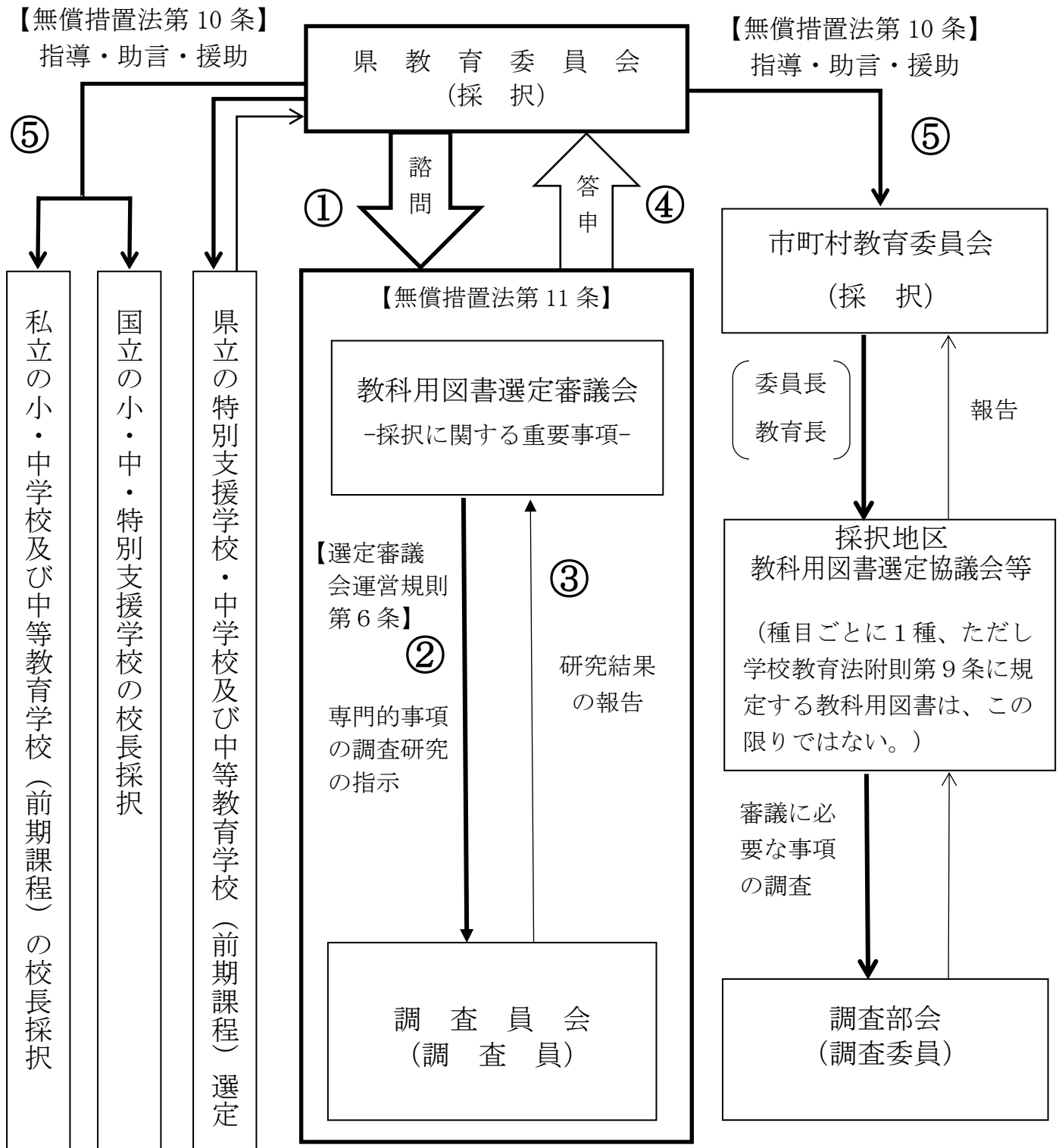
令和 8 年 4 月 17 日提出

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

（提案理由）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 11 条第 1 項及び第 13 条第 2 項の規定により、諮問しようとするものである。

義務教育諸学校の教科用図書採択（フロー図）



【参考】義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（都道府県の教育委員会の任務）

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。